

サイバー大学における内部質保証 の基本方針

サイバー大学 学長 川原 洋

<趣 旨>

サイバー大学（以下「本学」という。）は、使命・目的および教育目的を基に策定した教育事業に関する全学的な中長期計画を推進し、学部の三つのポリシーを起点とした教学マネジメントを恒常的に実施するにあたり、継続的な大学全体の改善・向上を目的として、以下に内部質保証の基本方針を定めます。

<方 針>

1. 内部質保証の実施体制

本学における内部質保証を恒常的かつ適正に実行するため、組織内の全部署長が構成員として参加する内部質保証委員会を設置します。内部質保証委員会は、学長が委員長を務めてリーダーシップを発揮し、大学全体の教育事業に関する中長期計画を策定するとともに、定期的に行う自己点検・評価結果に基づく改善・向上活動を推進します。また、点検・評価の実行性を高めるため、実務担当者で構成する自己点検ワーキンググループを内部質保証委員会の傘下に配置し、組織横断的に連携・協力して全学で対応します。

2. 内部質保証の実施方法

本学が独自に定める全学的な中長期計画の進捗状況に関しては、内部質保証委員会において全部署長から報告を受け、年度ごとに自己点検を実施した結果を報告書として編集します。また、大学機関別認証評価の評価基準に準拠した「改善タスクリスト」を組織内の全部署長が管轄して自主的・自律的に作成し、現在の状況と課題、将来計画、目標期限を記載して、半年に一度の点検・評価を実施した後、内部質保証委員会において各評価項目に関して認証評価の判断例に基づいて厳正に自己判定を行います。

学部の三つのポリシーを起点とした教学マネジメントに関しては、入学時および在学時、卒業時に関わる検証項目を「アセスメント・ポリシー」として定義し、本学が教育目的に掲げる人材育成を達成できているか、学修成果の検証を行い、大学全体の質的向上・改善を図ります。

3. 大学基本情報エビデンスデータの収集・分析

内部質保証委員会は、全部署長に対し、全学的な運営状況に関わる各種調査やアンケート等のデータ収集・分析の協力を依頼し、組織横断的な取り組みを行います。大学機関別認証評価で求められるエビデンスデータのほか、組織内の各種委員会等の議事録や資料を定期的に収集し、全学的な運営状況の把握に努めます。また、これらの組織内データとの比較材料として、他の高等教育機関等に関するデータや関連法規の改定動向について調査を行い、内部質保証委員会にて情報共有します。

4. 組織内の意識向上

内部質保証に関わる組織内の取組状況や体制に関しては、新任教職員向けの研修、学長からの使

命・目的および教育目的に基づく本学のミッションに関する情報発信、内部質保証に関連した最新動向や外部調査報告等の配信を随時行い、本学の教職員によるFD・SD活動の一環として全学的な意識向上に努めます。

5. 情報公表

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）に基づく教育研究上の基本情報だけでなく、内部質保証に関わる中長期計画の進捗状況および自己点検・評価の結果については、大学ホームページ等に公表します。本学の特色と強みを活かした教育の質向上を推進することにより、学生や学費負担者、入学希望者等に加え、幅広く社会に対して説明責任を果たします。

6. 外部評価委員会

以上の内部質保証に関する取組みに対して、組織内の点検・評価活動の客観性および公平性を担保し、教育研究水準の向上を図るために外部評価委員会を常設します。外部評価委員は、別途定める「外部評価委員会規程」のとおり、本学以外に所属する教職員や企業人等の有識者で構成し、毎年度の共通項目と期間ごとに設定する挑戦的取組みの独自項目について評価を受けます。外部評価委員会による評価結果と提言は年度末の教授会で報告を行い、大学全体の運営改善・向上に活用します。

以上

附 則

- 1 この基本方針は、2022年11月1日より施行する。
- 2 この基本方針は、2023年2月1日より施行する。